仕様書

1 業務名称

防犯カメラ等取り外し並びに取り付け作業(生野区)業務委託(その2)

2 業務の概要

本案件は、防犯カメラ等の指定場所への取り外し作業及び取り付け作業を業務委託するものである。

3 履行場所

本市指定場所

4 履行期限

令和8年1月13日(火)までの本市が別途指定する日 ※指定する日については、本市より1週間前までに通知する

5 作業内容

内容	数量
防犯カメラ等の取り外し・取り付け	
場 所:大阪市生野区小路東5丁目15番18号付近 (詳細は別紙のとおり) 防犯カメラ型式:SDカードレコーダー内蔵ドームカメラ	防犯カメラ 1台 巻付け看板 1枚
KER- 300D2- GW (株式会社ケルク電子システム)	

6 作業要件

- (1) 関係法令を順守するとともに、発注者の指定する方法・仕様を事前によく確認し、それに従うこと。
- (2)付随する設備等を損傷することのないよう充分な措置を講じること。万一、 損傷を与えた場合は受注者において完全に修復すること。
- (3) 使用した資材、消耗品等は設置後に全て撤去すること。
- (4) 防犯カメラ及び記録装置の電源は、原則付近の電源引込とする。
- (5)技術的問題その他の理由により指定箇所への取り付けが困難な場合には、 発注者の指示により、取り付け箇所を変更する。
 - ※ 取り付け箇所を変更したことによる契約金額の変更は行わない。

7 機密保護

- (1) 防犯カメラは、不特定多数の個人の映像データを記録することが可能であり、そのデータ管理を厳格に行う必要があることをよく認識し、本件履行に際して使用する I D、パスワード等の管理は特に厳重に行うこと。
- (2) 設置完了後はID、パスワード等の資料は破棄し、その旨を書面にて報告すること。書面の様式は問わない。
- (3) 本件履行に際して得た情報に関しては、機密を保持し一切外部に漏らしてはならない。

8 受注要件

- (1)本案件履行に伴う必要物品(取付金具、引込支持点、各種ケーブル等)及 び必要経費(運搬費用、電源引込にかかる経費等)は全て受注者の負担と する。
- (2)本件履行に伴って諸物品、建造物等に破損、紛失などの損害を与えた場合や、第三者に損害を与えた場合には、受注者が速やかにその損害の補償・ 賠償を行うこととし、発注者は一切の責任を負わないこととする。ただし、 発注者の責めに帰すべき事由においてはこの限りではない。
- 9 防犯カメラ設置までに行う作業および機能確認
- (1)受注者は、関係官公庁及び施設管理者への各種申請手続きのほか、関西電力への電気供給手続きなど、区役所と協議のうえ防犯カメラ設置に必要な各種手続きを行うこと。なお、関係書類に発注者(大阪市)の公印が必要な場合は、別途協議の上、発注者が書類への押印を行う。
- (2) 防犯カメラの取り付け後、映像データの受信、再生、保管等の各機能の正常動作の確認を行い、必要に応じて画角調整、マスキング修正を行う。
- (3)取り付け後に不具合が生じた場合は、必要に応じて調整等を行うなど正常 に稼働するよう補償すること。
- (4)上記確認後、発注者の指定する業務完了報告書を作成し、全行程の作業終 了後の10日(開庁日)以内に発注者に提出すること。

10 その他

- (1) 見積書の提出に当たっては本仕様書を十分に検討し、疑義のある場合は質問期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知した上で見積書の提出をすること。質問期間経過後の疑義については受付しない。また、契約締結後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。
- (2) 本仕様書に記載のない事項についても、当然必要と認められることについては随時確認・協議のうえ、適正に実施すること。

11 事業担当

担当:大阪市生野区役所地域まちづくり課

住所:大阪市生野区勝山南3丁目1番19号

電話:06-6715-9923 (渡辺・森)

生野区小路東5丁目15番18号付近





【設置候補柱】

信号柱

【撮影方向】

北東



グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車(以下「グリーン配送適合車」という。)を使用しなければならない。
 - 注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域に おける総量の削減等に関する特別措置法(自動車 NOx・PM 法)」に定める窒素酸化物排出基 準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動 車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。 ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車 を使用する場合はこの限りではない。
 - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
 - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の 提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課 自動車排ガス対策グループ

電 話:06-6615-7965

コンプライアンスに係る特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 請負者および請負者の役職員は、請負(工事(建物修繕含む)、印刷、製本、広告、不動産以外の物件の製造・加工・修繕)及び業務委託((以下「当該業務」という。)の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成18年大阪市条例第16号)(以下「条例」という。)第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

- 第2条 請負者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたと きは、速やかに、公益通報の内容を発注者(生野区役所)へ報告しなければならない。
- 2 請負者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した 者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を 発注者(生野区役所)へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 請負者及び請負者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 請負者の役職員又は請負者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、請負者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約(協定)を解除することができる。(指定管理者の指定を取り消すことができる。)

(発注者:大阪市 請負者:請負事業者)

特記仕様書

第1条 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の企画総務課(連絡先:06-6715-9001)に報告しなければならない。

暴力団等の排除に関する特記仕様書

- 1 暴力団等の排除について
- (1) 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。)は、大阪市暴力団排除条例(平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者(以下「暴力団密接関係者」という。)に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第7条各号に規定する下請負人等(以下「下請負人等」という。)に、暴力団 員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又は その他の契約をさせてはならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と 下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければ ならない。

(3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入(以下「不当介入」という。)を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長(以下「監督職員等」という。)へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から 不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察 への届出を行うよう、指導しなければならない。

- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第12条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第3号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に 協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。
- 2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者(再委託及び再々委託等の相手方を含む)が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン (別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版)」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

・ 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること ※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます

https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html

- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- ・ 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意の みで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定(オプトアウト)をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認 すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- ・ 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用することなお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用(公表等)する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティ の確保を徹底して適切に運用すること